

豊後高田市シニアカー購入等補助金交付要綱

（目的及び趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の外出を容易にし、高齢者の社会参加の拡大及び健康増進を支援するため、ハンドル形電動車椅子を購入又はレンタルする者に対し、予算の範囲内において、豊後高田市シニアカー購入等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊後高田市補助金等交付規則（平成17年豊後高田市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市内に住所を有する75歳以上の者
- （2） 市税の滞納のない者
- （3） この要綱による補助の他にハンドル形電動車椅子の購入又はレンタルに関する補助を受けていない者
- （4） 豊後高田市暴力団排除条例（平成23年豊後高田市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、若しくは同条第2号に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
購入	日本産業規格 T9208 に適合するハンドル形電動車椅子又は市長が特に認めるハンドル形電動車椅子（以下これらを「シニアカー」とい	購入金額の4分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額で1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

	う。)の購入に要する経費	
レンタル	シニアカーのレンタルに要する経費	1月のレンタルに要する費用の4分の1以内とし、月額1,000円を限度とする。ただし、補助金の額で100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 シニアカーの購入及びレンタルの補助は、1人につき1台限りとする。ただし、レンタルの補助を受けている者が、レンタルを中止しシニアカーを購入する場合又はレンタルの補助を受けている者が、レンタル期間を継続して更新する場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、シニアカー購入等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 仕様書又はカタログの写し

- 2 申請者は、補助金の請求又は受領に関する権限を第三者に委任することができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、シニアカー購入等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(譲渡又は転売の禁止)

第6条 前条の規定により補助金の交付が決定した申請者(以下「交付決定者」という。)は、購入したシニアカーを譲渡又は転売してはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは

この限りではない。

（補助金の請求）

第7条 交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、シニアカー購入等補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） シニアカーの購入又はレンタルに要した費用の領収書その他支払をしたことを証する書類の写し

（2） 納品証明書（様式第4号）

（3） 契約書の写し

2 補助金の請求は、購入にあつては1回限りとし、レンタルにあつては、補助金の交付を請求しようとする者と協議の上、別に定める。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の補助金の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

シニアカー購入等補助金交付申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

豊後高田市シニアカー購入等補助金交付要綱第 4 条の規定により、以下の
とおり補助金の交付を申請します。

☐購入 ☐レンタル

ハンドル形電動車椅子 (シニアカー)	メーカー名		商品名	
	型式		見積価格	
同意書 1 私 (申請者) は、豊後高田市シニアカー購入等補助金の交付申請に伴い、シニアカーを購入又はレンタルした後は、取扱店の指導を受け、日常の点検整備を行い安全運転に努めることに同意します。 2 万が一の事故の時は、当事者個人の責任において解決し、市に対し何ら申し立てはしないことに同意します。 3 当該補助金の交付のため、住民登録、納税状況等の照会を行うことに同意します。 氏名 _____				
添付書類 1 見積書の写し 2 仕様書又はカタログの写し				
豊後高田市長 様 私は、本申請に基づくシニアカー購入等補助金に関する次の権限を以下の者に委任します。 ☐請求 ☐受領 【受任者】住所 _____ 氏名又は事業所名 _____ 【委任者】 _____ (印) ※署名又は記名押印とする。				

様式第 2 号（第 5 条関係）

シニアカー購入等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日付けで申請のあった豊後高田市シニアカー購入等補助金の交付については、次のとおり決定したので、豊後高田市シニアカー購入等補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

決定内容	交付 交付決定額 円 不交付
不交付の理由	

留意事項

集合住宅等にお住まいの場合は、保管場所について管理者や家主・地主の方と事前に調整を行い確保してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

シニアカー購入等補助金交付請求書

年 月 日

豊後高田市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

豊後高田市シニアカー購入等補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 _____ 円

※レンタルに係る代理受領委任の場合は、別紙請求明細書を添付すること。

【口座振込先】

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
(フリガナ) 口 座 名 義			

添付書類

- (1) シニアカーの購入又はレンタルに要した費用の領収書その他支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 納品証明書（様式第 4 号）
- (3) 契約書の写し

番号	氏 名	住 所	レンタル料 (月額) A	補助金額※ A ÷ 4	備 考
1		豊後高田市			
2		豊後高田市			
3		豊後高田市			
4		豊後高田市			
5		豊後高田市			
6		豊後高田市			
7		豊後高田市			
計					

※1,000円を超えるものについては1,000円とし、100円未満の端数は切り捨てる。

様式第 4 号（第 7 条関係）

シニアカー納品証明書

豊後高田市長 様

住 所 _____
事業者名 _____
電話番号 _____

次のとおり納品したことを証明します。

納品日	年 月 日			
対象者				
ハンドル形 電動車椅子 (シニアカー)	メーカー名		商 品 名	
	型 式		金 額 (円)	

